

## 看護補助者の活用推進のための看護管理者研修 (2024 年度改訂版)

【研修目的】	看護管理者が看護補助者の活用推進のために必要な知識や考え方を理解し、安全で効率的な業務実施体制整備に活用することができる。
【研修目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 看護補助者との協働において看護職と看護補助者の役割と責任が理解できる</li> <li>(2) 効果的・効率的な看護を提供するための業務実施体制の整備の方策が理解できる</li> <li>(3) 看護補助者の確保の方策と労働環境整備の方策が理解できる</li> <li>(4) 看護職及び看護補助者の教育体制の整備の方策が理解できる</li> </ul>

時間	科目名 (テーマ) / 内容	到達目標	講師
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オリエンテーション</li> </ul>		
A M	<b>【講義】</b> <b>1. 看護補助者の活用推進の背景</b>	1) 看護補助者の活用の必要性が述べられる	本会役職員
	<b>2. 看護補助者の位置づけ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 看護補助者の雇用・活用に関する法律</li> <li>• 診療報酬における看護補助者に関する評価</li> <li>• 看護補助者をとりまく状況</li> </ul>	1) 看護業務の看護補助者との役割分担に関わる法制度等を理解できる 2) 看護補助者を取り巻く現状と課題が理解できる	
	<b>3. 看護補助者との協働に関する基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 看護チームにおける看護職の役割と責任</li> <li>• 看護補助者の業務内容・業務範囲の考え方</li> </ul>	1) 看護職と看護補助者が協働する際の基本的な考え方が理解できる 2) 看護職と看護補助者の役割と責任が理解できる	
	<b>4. 業務実施体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 体制整備の目的と必要性</li> <li>• 看護師の行う指示とは</li> <li>• 業務実施体制の整備の方法</li> <li>• 情報共有の方法</li> <li>• 自施設の課題抽出および共有小ワーク</li> </ul>	1) 効果的・効率的な看護を提供するための業務実施体制の整備の方策が理解できる 2) 看護師から看護補助者に適切な指示を出す際の留意事項について理解できる 3) 自施設における業務実施体制の課題が明確となる	
	<b>【講義】</b> <b>5. 看護職への教育体制の整備</b>	1) 看護補助者との協働のための看護職に必要な教育・研修の内容について理解できる	
	<b>6. 看護補助者の労働環境の整備及び確保等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• モチベーションを維持するための体制の整備</li> <li>• 安全に就業できる職場環境の整備</li> <li>• 看護補助者の雇用形態と処遇</li> <li>• 看護補助者の確保・定着の取り組み</li> <li>• 自施設の課題抽出および共有小ワーク</li> </ul>	1) 看護補助者の労働環境について、必要な体制整備を理解できる 2) 看護補助者の確保・定着に向けた取り組みに向けて、看護補助者の実態等を理解できる	
	<b>7. 看護補助者の育成・研修・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修の必要性と研修内容</li> <li>• 研修の方法</li> <li>• 評価方法</li> <li>• 自施設の課題抽出および共有小ワーク</li> </ul>	1) 看護補助者に必要な研修内容について理解できる 2) 看護補助者の準備性に応じた教育方法等について理解できる 3) 自施設における看護補助者の育成上の課題が明確となる	
	• 演習の説明		

P M	【演習】	<b>8. 看護補助者と協働のための体制整備に関する課題に対する対策案の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 看護補助者と協働のための体制整備に関する課題を講義 4～7 の中から一つ選び、グループで課題の共有および整理</li> <li>• 課題に対する対策案について、グループで PDCA サイクルの視点で作成</li> <li>• 対策案の共有</li> </ul>	1) 体制整備に関する課題について、多様な対応策に気づくことができる	県協会にて開催
--------	------	--	------------------------------------	---------

【備考】 研修を修了した者には、研修修了証を交付する